

## 国際知識産業財産権& 産業保安カンファレンス(ソウル)に参加して

第一東京弁護士会会員

日野 修男

Hino, Nobuo

知的財産専門の国際仲裁機関が韓国にできたところであり、先行実績のある日本の知的財産仲裁センターの実績について講演してもらいたいとの要請を受け、2015年5月13日韓国ソウルで開催された第5回国際知識産業財産権&産業保安カンファレンスに参加した。

カンファレンスの主催者The financial newsのChairman & CEO Jae-Ho Jeon氏の開会挨拶の後、Commissioner, Korean Intellectual Property Office (韓国特許庁長官) Dong-Gyou Choi氏の基調講演がなされた。「特許庁は未来の防衛庁である！ 技術立国の韓国の存立を防衛するのは特許庁であり、技術情報が防衛されなければ韓国は滅びる！ 特許は公開して技術情報を保護し、営業秘密は非公開のまま技術情報を保護する。公開する情報と秘匿すべき情報を見極めることが重要である。営業秘密の防衛は(韓国)特許庁だけでできるものではなく、(韓国)公正取引委員会、(韓国)中小企業庁、(韓国)警察と緊密な連携をもって防衛する。」と、大胆な身振り手振りのパフォーマンスを交えて、技術情報の防衛が韓国の国家存立の基礎であると聴衆に訴えた。

韓国特許庁は「営業秘密保護センター」を設置し、2010年から「営業秘密原本証明サービス」を開始した。ユーザーはオンライン手続で保護センターに秘密情報文書を送信し、保護センターはそれを暗号化して情報を保存するとともに、データ受信のタイムスタンプを発行して、秘密情報の受領時を公証する制度である。2010年のサービス開始から2014年末までに7万7000件の実績がある。

続いて、Korea Institute of Science and Technology Information (韓国科学技術情報研究院院長)のSun-hwa Hahn氏は「韓国ではNPE (Non Practicing Entity) による特許訴訟の件

数が増えており(筆者の注記: パテント・トロールと称することもあるが、非難の意味を含めず中立的に特許非実施主体NPEを使用した)、NPEが提起した特許訴訟は2014年には全体の81%を占めている。NPEによる特許訴訟が多数提起されている実情に対して立法的対応が必要である。」「イスラエルのオボテク社の韓国産業界スパイによる、能動型有機発光ダイオード(AMOLED)の技術情報流出事件では、複数の韓国企業が最大30兆ウォンの被害を被った。技術流出の件数は264件に及び、技術情報の流出によって50兆ウォンの国富が流出した。技術流出に対する訴訟も急増しているが、技術情報の流出に対する国の対応はまだ十分とは言えない。」「企業内では技術流出に対応するため管理的セキュリティ(人の管理)、物理的セキュリティ(施設管理)、技術的セキュリティ(PC, e-mail, networkの管理)の各段階でセキュリティ対策のシステム化を図ることが必要である。」

IIPAC (International IP ADR Center) (国際知財ADRセンター)の代表Chul-Ho Kim氏が講演した。席上、ADR (Alternative Dispute Resolution)の理念、裁判手続と仲裁との相違、米国の重要判例へのコメント、ADRの法制などを説明された。

2014年2月、米国のワシントンDCにてIIPACが設立され、国際的な知財仲裁機関として韓国特許庁から認可を得た。以後、国際的な交渉や調停を担う人材育成を目的としたGNMP (Global Negotiation and Mediation Program) (国際的交渉・調停人育成プログラム)を実施している。2015年、韓国特許庁から行政法人として認可され、オープニング・セレモニーを開催した。GNMPは、ソウル大学国際研究大学院と共にIIPACが公務員、会社役員、弁護士、弁理士を対象としてサービス提供するものである。

「IIPACは世界最大の私的な調停・仲裁機関であるJAMS<sup>1)</sup>と提携しました。JAMSは韓国・米国において訓練を受けた調停人と共にIIPACと協力します。JAMSと提携することになり、IIPACはWIPO-ADRとの協力関係を解消しました。昨年は米国東部(バージニア州)に拠点を作りました。活動実績はこれからです。」

ちなみに、日本知的財産仲裁センターJapan Intellectual Property Arbitration Centerの略称はJIPACである。IIPACとは語頭の「I」と「J」の違いがある。

次に、WIPO (World Intellectual Property Office) (世界知的所有権機関)のシンガポールオフィス知的財産権紛争管理部門の韓国出身のEun-A Park氏がWIPOの業務概要のプレゼンが行われた。WIPOのホームページに記載されているのでここでの紹介は割愛する。

引き続き、私が日本知的財産仲裁センターの沿革・現状を報告した。

「1998年、日弁連と弁理士会が共同で当センターを設立以来、共同で運営してきた。調停・仲裁・相談だけの業務から始まったが、JPドメイン名紛争処理のほか、産業界の要望を踏まえて、特許侵害の有無や特許無効の判定、パテントプールの要件を充足する必須特許か否かを判断する必須特許判定、FTO (Freedom to Operate)<sup>2)</sup>事業適合性判定という判定も業務拡張した。いずれもその技術分野を専門とする弁理士と法的判断を行う弁護士がペアで判定することを原則としている。調停・仲裁等の実績は約140件、侵害・無効判定の実績は約70件、必須判定の実績は約1000件、事業適合性判定は10数件の実績がある。新たな判定業務として実施料判定業務を企画している。日本は経済団体、知財団体などによる自主的な紛争解決をする環境があり、特許侵害等の訴訟件数は少ない。日本の特許庁の報告書によると2012年の中国での侵害訴訟の件数は9680件、米国では5189件に

対し、日本では182件である。日本と中国においては外国判決承認の相互主義を欠くので中国裁判所の判決を日本で執行することはできない。外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)には日本・中国を含む140か国が加盟し、仲裁判断は外国において執行可能である。国際紛争において仲裁を選択するメリットがある。多くのADR機関は紛争解決の費用は紛争の大きさに応じた従量制で定められている。当センターは公益事業的観点から低額の固定制料金を採用しており、費用の面から大変なメリットがある。」

韓国では2010年2月に審決取消訴訟に電子裁判制度が実施されたのを皮切りに、2011年5月から一般の民事裁判も電子裁判手続となり、証拠も含めてすべて電子的に管理され紙の訴訟記録は作られない。日本の裁判手続はいまだに紙とファックスの書面提出であり裁判記録保管のコスト、裁判記録の迅速な閲覧も期待できないなど効率性に疑問がある。裁判の非効率性は結局のところ国民の負担となる。

韓国特許庁営業秘密保護センターの営業秘密原本証明サービスはオンラインで手続が完結される。営業秘密の保護がオンラインでできることになると、アクセス向上にとどまらず、非公開の営業秘密として技術情報を保護するという選択も高まる。特許出願を選択し発明を公開したために技術を模倣されるという弊害の防止も期待できる。

本稿に登場した「営業秘密」という用語について付言させていただきたい。不正競争防止法は営業上の秘密情報と技術上の秘密情報と二つを含めて「営業秘密」と定義する。かかる定義に違和感があるのは技術開発に携わる技術者だけではない。「営業秘密」の用語では営業上の秘密だけを保護対象とするかのように誤解される余地があり、「財産的価値ある秘密情報」あるいは単に「秘密情報」などに言い換えてもらえることを立法者に提言したい。

(日本知的財産仲裁センター元センター長)

1) JAMS財団によって設立された紛争解決機関

2) 自社製品や方法が他社の特許に抵触しておらず、事業遂行上の支障があるかないかの判定